

昭和五十四年十二月四日受領
答 弁 第 四 号

(質問の 四)

内閣衆質八九第四号

昭和五十四年十二月四日

内閣総理大臣 大平 正 芳

衆議院議長 灘 尾 弘 吉 殿

衆議院議員土井たか子君提出「国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」の運用の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員土井たか子君提出「国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」の運用の実態に関する質問に対する答弁書

一について

司法権は行政権から明確に分離独立しており、行政権が司法権の独立を危うくし、司法権に対する国民の信頼を損なうようなことがあつてはならず、これまでに、そのようなことはなかつたと考えている。

法務省の訟務部門には、民事、行政事件の実務経験者もいることが適当であるので、裁判官からも訟務担当の検事を採用しているのであり、裁判官が、裁判事務以外の法曹の職務を経験することは、その識見を高めるという意味で有益なことであるばかりでなく、ひいては法曹一元の理念にもつながることであると考えられる。

裁判官から訟務担当の検事を採用し、指定代理人として訴訟を担当させることによつて、司法権の独立が危うくなり、司法権に対する国民の信頼が損なわれることはないと考えている。

なお、特定の法律書の共同編集者の一人が裁判官として事件を担当し、他の一人が訟務担当の検事としてその事件の代理人になることがあつても、これにより司法権に対する国民の信頼が損なわれることはないと考えている。

二について

別表記載のとおりである。

三について

(1) 御指摘のような事実はない。

(2) から(4) まで小川英明参事官が、当該事件の指定代理人としての適格性を欠いているとは思

われないので、特に他の代理人に変更する必要はないと考えている。

四について

藤田耕三裁判官が当該事件を担当し、小川英明参事官が同事件の指定代理人になつていないことによつて、司法権の独立が危うくなり、司法権に対する国民の信頼が損なわれることはないと考えている。

右答弁する。

別表

東京地方裁判所民事第二部係属事件

(昭和五四年一月一五日現在)

(注) ○印のあるものは、小川英明参事官が指定代理人となつてゐる事件である。

番号	事件番号	事件名	当事者
1	昭五二行ウ 三四四	定期診察施行等請求	原告 韓平治 被告 国
2	昭四一行ウ 九六	鉱業出願人名義変更審査裁決取消請求	原告 木村熊雄 被告 通商産業大臣
③	昭四五行ウ 昭四六行ウ 一〇五 四八	事業認定取消、特定公共事業認定取消請求	原告 戸村一 作ほか七六名 被告 建設大臣
4	昭四九行ウ 一〇二	処分・裁決取消請求	原告 東河産業株式会社 被告 農林大臣ほか一名
5	昭五〇(ワ) 一〇一五九	損害賠償請求	原告 東河産業株式会社 被告 宮城県

13	12	11	10	9	8	7	6
昭五一(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五二(行ウ)	昭五二(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)
一八八	九六	八三	一七	三二七	五七	一二六	三
退去強制令書発付処分等取消請求	不作為の違法確認請求	免許申請却下処分取消請求	裁決等取消請求	伊達パイプライン設置許可処分取消請求	無線局開設処分の異議申立に対する却下決定取消等請求	空港施設変更許可処分取消請求	事業認定取消請求
原告 王 啓 洋ほか三名 被告 法務大臣ほか一名	原告 高野 健 男ほか六名 被告 農林水産大臣	原告 泉 善 弐 被告 東京陸運局長	原告 得 永 司 被告 環境庁長官ほか一名	原告 佐々木 弘ほか八名 被告 通商産業大臣	原告 静岡テレビジョン放送株式会社 被告 郵政大臣	原告 菊池 耕造 被告 運輸大臣	原告 田中さとほか一〇〇名 被告 建設大臣

21	20	19	18	17	16	15	14
昭五三(行ウ)	昭五三(行ウ)	昭五三(行ウ)	昭五三(行ウ)	昭五三(行ウ)	昭五三(行ウ)	昭五三(行ウ)	昭五二(ワ) 昭五三(行ウ)
一三〇	一二六	一一三	九八	五四	四一	八	三六五一 三五
行政処分取消請求	管理美容師設置義務不存在確認等請求	退去強制令書発付処分等取消請求	信書受信不許可処分取消請求	行政処分取消請求	退去強制令書発付処分取消請求	退去強制令書発付処分等取消請求	損害賠償、凶書差入不許可処分取消等請求
原告 黒川 芳正 被告 東京拘置所長	原告 鈴木 豊子 被告 国ほか二名	原告 金 広一 被告 法務大臣ほか一名	原告 荒井まり子ほか二名 被告 東京拘置所長	原告 高尾 猶行 被告 東京拘置所長	原告 申 栄 萬 被告 東京入国管理事務所主任審査官	原告 朴 煥 仁 被告 法務大臣ほか一名	原告 韓 平 治 被告 国

29	28	27	26	25	24	23	22
昭五四(行ウ)	昭五三(行ウ)	昭五三(行ウ)	昭五三(行ウ)	昭五三(行ウ)	昭五三(行ウ)	昭五三(行ウ)	昭五三(行ウ)
四	一七六	一五二	一五一	一四七	一四三	一三三	一三二
行政処分取消請求	国籍存在確認請求	懲罰処分取消等請求	行政処分無効等確認請求	二酸化窒素の環境基準告示取消請求	「病況書」閲読不許可領置処分取消請求	同右	行政処分無効確認請求
原告 大和コウほか一名 被告 厚生大臣	原告 李英子 被告 国	原告 丸山明 被告 国	原告 橋高アキノ 被告 厚生大臣	原告 山本理平ほか一四名 被告 環境庁長官	原告 荒井まり子ほか二名 被告 東京拘置所長	原告 ホストキシン販売株式会社 被告 厚生大臣	原告 ホストキシン販売株式会社 被告 国

37	36	35	34	33	32	31	30
昭五 四行 ウ	昭五 四行 ウ	昭五 四行 ウ	昭五 四行 ウ	昭五 四行 ウ	昭五 四行 ウ	昭五 四行 ウ	昭五 四行 ウ
八六	六八	六四	六二	五七	四七	二七	九
国民年金被保険者資格取消処分取消請求	医業停止処分等取消請求	国籍存在確認請求	損害賠償請求	退去強制令書発付処分取消請求	野紙及びカーボン紙の房内所持と随時使用不許可処分取消等請求	文書下附不許可処分取消等請求	野紙及びカーボン紙使用不許可処分取消等請求
原告 金 鉉 鈞 被告 社会保険庁長官ほか一名	原告 菊 田 昇 被告 国ほか一名	原告 段 良 富 被告 国	原告 城 崎 哲 被告 国ほか一名	原告 呂 明 雙 被告 法務大臣ほか一名	原告 安 島 敏 市 被告 府中刑務所長	原告 安 島 敏 市 被告 府中刑務所長	原告 安 島 敏 市 被告 府中刑務所長

45	44	43	42	41	40	39	38
昭四四(行ウ)	昭四三(行ウ)	昭四三(行ウ)	昭四三(行ウ)	昭四三(行ウ)	昭四三(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)
八〇の一	九七の五	九七の四	九七の二	九七の一	九五	九八	八九
所得税更正処分取消請求	同 右	同 右	行政処分取消請求	損害賠償請求	更正決定等取消請求	共済組合員資格確認請求	損害賠償等請求
原告 川田和生 被告 品川税務署長	原告 只内徳一 被告 国ほか一名	原告 明石光夫 被告 国ほか一名	原告 山口好雄 被告 国ほか二名	原告 浅草商工会 被告 国ほか一名	原告 松代秀 被告 武蔵野税務署長	原告 清水芳子ほか七名 被告 厚生省第二共済組合	原告 江田政治 被告 国

53	52	51	50	49	48	47	46
昭四七(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四五(行ウ) ないし二四三の各一、二	昭四四(行ウ)	昭四四(行ウ)	昭四四(行ウ) 二三四の ないし三	昭四四(行ウ)	昭四四(行ウ)
二二の一	二三五	二三九	二七一	二七〇		八〇の三	八〇の二
審査決定等取消請求	更正決定取消請求	所得税更正処分無効確認等請求	更正決定取消請求	更正処分等取消請求	課税処分取消請求	同右	同右
原告 共和製糖株式会社 被告 日本橋税務署長	原告 有限会社アスターハウス 被告 京橋税務署長	原告 大島 正 治ほか四名 被告 小石川税務署長	原告 松 代 秀 被告 武蔵野税務署長	原告 日本住宅株式会社 被告 武蔵府中税務署長	原告 村上 一人 被告 大森税務署長	同右	同右

61	60	59	58	57	56	55	54
昭四九行ウ (昭四九行ウ)	昭四九行ウ (昭四九行ウ)	昭四九行ウ (昭四九行ウ)	昭四八行ウ (昭四八行ウ)	昭四八行ウ (昭四八行ウ)	昭四七行ウ (昭四七行ウ)	昭四七行ウ (昭四七行ウ)	昭四七行ウ (昭四七行ウ)
八五	一七	一六	一五六	一五一	二三の三 ないし五	二三の一	二二の二
滞納法人税等差押処分取消請求	同右	第二次納税義務告知処分取消請求	法人税再更正処分等取消請求	裁決取消等請求	同右	同右	同右
原告 田中 テイ 被告 関東信越国税局長	原告 昭和土地建物株式会社 被告 関東信越国税局長	原告 丸山 弘 務 被告 関東信越国税局長	原告 株式会社 東荘 被告 渋谷税務署長	原告 昭和土地建物株式会社 被告 関東信越国税局長	原告 菅 英 志ほか二名 被告 渋谷税務署長	原告 菅 貞 人 被告 渋谷税務署長	原告 共和糖化工業株式会社 被告 日本橋税務署長

69	68	67	66	65	64	63	62
昭五〇(行ウ)	昭五〇(行ウ)	昭五〇(行ウ)	昭五〇(行ウ)	昭四九(行ウ)	昭四九(行ウ)	昭四九(行ウ)	昭四九(行ウ)
一五五	一四〇	一〇五	一七	一四七	一一七	八九	八七
法人税額更正処分取消請求	裁決並びに法人税更正処分等取消請求	課税処分取消請求	第二次納税義務告知処分取消請求	行政処分取消請求	差押処分無効確認請求	法人税更正等決定取消請求	同右
原告 紀陽物産株式会社 被告 麻布税務署長	原告 三信観光株式会社 被告 淀橋税務署長	原告 株式会社 藤屋興業 被告 潮来税務署長	原告 財団法人 富士霊園 被告 東京国税局長	原告 飯野 幸二 被告 豊島税務署長	原告 雪入 岩 男ほか二名 被告 関東信越国税局長	原告 木田建設株式会社 被告 四谷税務署長	原告 田中 愛子 被告 関東信越国税局長

77	76	75	74	73	72	71	70
昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五〇(行ウ)
一六九	一六二	六八	四七	四三	三五	一五	一六六
不当利得返還請求	所得税更正処分等取消請求	差押・参加差押等無効確認等請求	法人税額更正処分取消請求	所得税更正処分取消請求	行政処分取消請求	物納却下処分等取消請求	課税処分取消請求
原告 有限会社 二葉 被告 国	原告 大熊 芳 男 被告 足立 税務署長	原告 大橋 富 重 被告 東京国税局長ほか一名	原告 ドイチエ・イーパーゼー・イツシエ・バンク 被告 麴町税務署長	原告 齊藤 征 次 被告 渋谷税務署長	原告 諸石 八 郎 被告 武蔵府中税務署長	原告 沼田 政 和ほか一名 被告 浅草税務署長	原告 相模 安太郎 被告 荒川税務署長

85	84	83	82	81	80	79	78
昭五二(行ウ)	昭五二(行ウ)	昭五二(行ウ)	昭五二(行ウ)	昭五二(行ウ)	昭五二(行ウ)	昭五二(行ウ)	昭五二(行ウ)
二九四	二九三	二九二	二八七	七一	五〇	三六	一七三
相続税更正処分取消請求	所得税更正処分取消請求	法人税更正処分取消等請求	法人税更正処分等取消請求	法人税更正処分取消請求	法人税更正処分等取消請求	重加算税賦課決定処分取消請求	更生処分取消請求
原告 植松やよいほか一名 被告 雪谷税務署長	原告 川原道子 被告 練馬税務署長	原告 株式会社タイコウ 被告 練馬税務署長	原告 磐梯観光開発株式会社 被告 下谷税務署長	原告 シーランド・サービス・インコーポレ イテッド 被告 麴町税務署長	原告 ドッド・ウエル・エンド・コンパニー・ リミテッド 被告 麴町税務署長	原告 日昌物産株式会社 被告 日本橋税務署長	原告 興国アスベスト株式会社 被告 荒川税務署長

93	92	91	90	89	88	87	86
昭五 四行ウ	昭五 三行ウ	昭五 三行ウ	昭五 三行ウ	昭五 三行ウ	昭五 三行ウ	昭五 三行ウ	昭五 二行ウ
二四	一六二	一五五	一四五	一四〇	一三六	四二	三〇三
課税決定取消並に無効確認請求	法人税更正処分等取消請求	所得税更正処分取消請求	所得税更正決定等取消請求	法人税更正処分取消請求	所得税更正処分取消請求	所得税更正処分取消請求	所得税更正処分等取消請求
原告 富本産業株式会社ほか一名 被告 日本橋税務署長	原告 ドッド・ウエル・エンド・コンパニー・リミテッド 被告 麴町税務署長	原告 菅 原 光 夫 被告 麴町税務署長	原告 真 銅 周 子 被告 渋谷税務署長	原告 株式会社 法華倶楽部 被告 下谷税務署長	原告 宇 土 芳 郎 被告 小石川税務署長	原告 平澤新三郎 被告 小石川税務署長	原告 綾 部 武 一 被告 武蔵府中税務署長

97	96	95	94
昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)
一〇六	一〇一	七六	三七
所得税更正決定等取消請求	不当利得等請求	法人税更正処分等取消請求	相続税更正処分取消請求
原告 大森 秀雄 被告 神田税務署長	原告 宇津木 瑛 被告 国ほか一名	原告 北新建設株式会社 被告 渋谷税務署長	原告 梶原 秀子ほか二名 被告 小石川税務署長